

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
保険会社向けの総合的な監督指針 目次	保険会社向けの総合的な監督指針 目次
項目	項目
II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置） <u>(削る)</u>	II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置）
II-2-2-6 その他	II-2-2-6 「区分等を定める命令」第3条第3項及び第5項の運用について
II-3-5 リスクとソルベンシーの自己評価	II-3-5 リスクとソルベンシーの自己評価
II-3-5-4 リスクとソルベンシーの自己評価に係る開示	<u>(新設)</u>
III-2-17 ソルベンシー・マージン比率の計算	III-2-17 ソルベンシー・マージン比率の計算
III-2-17-1 <u>ソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備</u>	<u>(新設)</u>
III-2-17-2 <u>経済価値ベースのバランスシートの外部監査</u>	III-2-17-1 届出書の記載内容のチェック
III-2-17-3 <u>届出書の記載内容のチェック</u> (削る)	III-2-17-2 資本の安定性・適格性等のチェック
III-2-17-4 「意図的持合」控除のためのチェック	III-2-17-3 「意図的な保有」控除のためのチェック
III-2-17-5 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック	III-2-17-4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック
III-2-17-6 期限前償還等の届出受理に際してのチェック (削る)	III-2-17-5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック
III-2-17-7 保険負債の計算に用いるイールド・カーブ	III-2-17-6 変額年金保険等の最低保証リスクについて
III-2-17-8 ソルベンシー・マージン比率の計算方法の一貫性	<u>(新設)</u>
III-2-17-9 ソルベンシー・マージン比率の計算に関する文書化	<u>(新設)</u>
II 保険監督上の評価項目	II 保険監督上の評価項目
II-1 経営管理	II-1 経営管理
II-1-2 主な着眼点	II-1-2 主な着眼点

II-1-2-1 監査役会設置会社である保険会社の場合

[(1) 略]

(2) 取締役及び取締役会

[①～⑦ 略]

⑧ 取締役会等（常務会、経営会議等を含む。Ⅲ-2-17-1を除き、以下同じ。）は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

[⑨～⑯ 略]

⑯ 取締役会は、保険負債の検証に関する報告及びソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告を受けているか。

[(3)～(5) 略]

(6) 外部監査機能

[① 略]

② 保険会社は内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。

なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならず、また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。

（注）ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証並びに経済価値ベースのバランスシート等に対する監査以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

[③～⑥ 略]

[(7)～(9) 略]

II-1-2-1 監査役会設置会社である保険会社の場合

[(1) 同左]

(2) 取締役及び取締役会

[①～⑦ 同左]

⑧ 取締役会等（常務会、経営会議等を含む。以下同じ。）は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

[⑨～⑯ 同左]

（新設）

[(3)～(5) 同左]

(6) 外部監査機能

[① 同左]

② 保険会社は内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。

なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならず、また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。

（注）ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

[③～⑥ 同左]

[(7)～(9) 同左]

II-1-2-2 指名委員会等設置会社である保険会社の場合

(1) 取締役及び取締役会

[①～⑬ 略]

⑭ 取締役会は、保険負債の検証に関する報告及びソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告を受けているか。

[(2)～(9) 略]

II-1-2-3 監査等委員会設置会社である保険会社の場合

[(1) 略]

(2) 取締役及び取締役会

[①～⑯ 略]

⑯ 取締役会は、保険負債の検証に関する報告及びソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告を受けているか。

[(3)～(9) 略]

II-2 財務の健全性

II-2-1 責任準備金等の積立の適切性

II-2-1-4 経理処理

[(1)～(5) 略]

(6) 価格変動準備金の積立

規則第66条第2項に基づき、外貨建て保険の責任準備金の範囲で、規則第65条第2号及び同条第4号に掲げる資産の価格変動準備金を計算する場合、規則第66条第2項の趣旨を踏まえ、外貨建て保険の商品区分に対応する資産区分をもとに対象資産の範囲を決定するなど、適切な区分経理に基づき積立を行うものとなっていること。この場合において、その対象資産に対応する保険契約に係る危険準備金Ⅱの積立にあたっては、外貨建て保険のリスク係数を適用していること。また、これらに関する方針やプロセス等が文書化され、特段の事情がない限

II-1-2-2 指名委員会等設置会社である保険会社の場合

(1) 取締役及び取締役会

[①～⑬ 同左]

(新設)

[(2)～(9) 同左]

II-1-2-3 監査等委員会設置会社である保険会社の場合

[(1) 同左]

(2) 取締役及び取締役会

[①～⑯ 同左]

(新設)

[(3)～(9) 同左]

II-2 財務の健全性

II-2-1 責任準備金等の積立の適切性

II-2-1-4 経理処理

[(1)～(5) 同左]

(新設)

り一貫した方針等が継続的に適用されていること。

(7) 価格変動準備金の取崩し

① 保険会社における価格変動準備金の取崩額については、当該取崩額が、法第115条第2項に規定する株式等による損失の額（以下、「株式売買等損失額」という。）から同項に規定する株式等の売買等による利益の額（以下、「株式売買等利益額」という。）を控除した額（負数のときは零とする。）を超えるときは、法第115条第2項ただし書に基づき金融庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっていること。

なお、損害保険会社における価格変動準備金の取崩額については、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっていること。

また、保険会社における価格変動準備金の取崩額は、前期末残高を超えないものとなっていること。

[ア. 略]

イ. 価格変動準備金の前期末残高から上記ア.の額を控除した額が、
規則第66条第1項後段において規定する限度額を超えるときの当該超える額

[ウ. 略]

[② 略]

③ 法第115条第1項ただし書に基づく認可の申請を受けようとする場合は、以下のいずれかに該当するかどうかに留意する。

[ア. 略]

イ. 損害保険会社においては、地震保険について、その責任準備金等に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該責任準備金等に対応する資産に係る積立相当額（この場合において、当該責任準備金等に対応する資産に係る株式売買等損失額及び株式売買等利益額は、上記①の取崩額の計算から除くものとし、また、当該責任準備金等に対応する資産は、規則第66条

(6) 価格変動準備金の取崩し

① 保険会社における価格変動準備金の取崩額については、当該取崩額が、法第115条第2項に規定する株式等による損失の額（以下、「株式売買等損失額」という。）から同項に規定する株式等の売買等による利益の額（以下、「株式売買等利益額」という。）を控除した額（負数のときは零とする。）を超えるときは、法第115条第2項ただし書に基づき金融庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっていること。

なお、損害保険会社における価格変動準備金の取崩額については、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっていること。

また、保険会社における価格変動準備金の取崩額は、前期末残高を超えないものとなっていること。

[ア. 同左]

イ. 価格変動準備金の前期末残高から上記ア.の額を控除した額が、
規則第66条後段において規定する限度額を超えるときの当該超える額

[ウ. 同左]

[② 同左]

③ 法第115条第1項ただし書に基づく認可の申請を受けようとする場合は、以下のいずれかに該当するかどうかに留意する。

[ア. 同左]

イ. 損害保険会社においては、地震保険について、その責任準備金等に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該責任準備金等に対応する資産に係る積立相当額（この場合において、当該責任準備金等に対応する資産に係る株式売買等損失額及び株式売買等利益額は、上記①の取崩額の計算から除くものとし、また、当該責任準備金等に対応する資産は、規則第66条

第1項後段において規定する限度額の計算から除くものとする。)

[ウ. 略]

(8) 危険準備金の取崩し

財務の健全性を十分に確保でき、保険契約者の利益に資すると認められる場合として危険準備金を取り崩そうとする場合にあっては、財務の健全性確保と契約者利益のバランスを適正に保つことができる取崩額であること、経済環境等の変化を勘案してもソルベンシー・マージン比率が財務の健全性を十分に確保できる水準であることなどに留意すること。

また、規則第69条第7項に規定する「保険契約者の利益に資する」とは、具体的には、保険契約者への配当の充実、災害死亡保険金の削減支払（地震・噴火または津波によるとき）の回避や新たな感染症への充実した対応などが考えられる。

(9) 地震保険の危険準備金の取扱い

[略]

(10) 保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立てについて
[(①・②) 略]

(11) 外国からの受再特約保険に係る支払備金

[略]

(12) 税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い
[略]

(13) 税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い
[略]

(14) 出再責任準備金の開示
[略]

(15) 出再支払備金の開示

規則別紙様式第7号、第7号の2、第12号及び第12号の2に規定する出再支払備金の金額の注記にあたって、まだ支払事由の発生の報告

後段において規定する限度額の計算から除くものとする。)

[ウ. 同左]

(新設)

(7) 地震保険の危険準備金の取扱い

[同左]

(8) 保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立てについて
[(①・②) 同左]

(9) 外国からの受再特約保険に係る支払備金

[同左]

(10) 税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い
[同左]

(11) 税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い
[同左]

(12) 出再責任準備金の開示
[同左]

(13) 出再支払備金の開示

規則別紙様式第7号、第7号の2、第12号及び第12号の2に規定する出再支払備金の金額の注記にあたって、まだ支払事由の発生の報告

を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等の金額（以下、「既発生未報告損害支払備金」という。）を平成10年6月8日大蔵省告示第234号（以下、II-2-1-4 (15)において「告示」という。）第2条第3項により出再部分を控除した計数を基に計算しており、かつ、出再部分に相当する既発生未報告損害支払備金の金額の把握が困難な場合は、以下により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金として注記することができること。

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、以下の算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再既発生未報告損害支払備金の金額として注記することができること。

出再既発生未報告損害支払備金

$$= \text{正味既発生未報告損害支払備金} \times \text{出再普通支払備金} \\ / \text{正味普通支払備金}$$

(16) 大規模自然災害ファンドの計算

[略]

(17) 大規模自然災害リスクに対応する未経過保険料等の計算

平成10年6月8日大蔵省告示第232号（以下、II-2-1-4 (17)において「告示」という。）第1条の2に規定する未経過保険料及び第2条に規定する異常危険準備金の計算にあたって留意すべき事項は以下のとおり。

[①～④ 略]

(18) 保険契約に関する指標等の開示

① 規則別表（第59条の2第1項第3号関係（損害保険会社））に規定する「発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料に対する割合」等を計算する際に必要となる出再控除前の責任準備金及び出再控除前の支払備金の計算にあたっては、II-2-1-4(14)及び(15)

を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等の金額（以下、「既発生未報告損害支払備金」という。）を平成10年6月8日大蔵省告示第234号（以下、(13)において「告示」という。）第2条第3項により出再部分を控除した計数を基に計算しており、かつ、出再部分に相当する既発生未報告損害支払備金の金額の把握が困難な場合は、以下により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金として注記することができること。

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、以下の算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再既発生未報告損害支払備金の金額として注記することができること。

出再既発生未報告損害支払備金

$$= \text{正味既発生未報告損害支払備金} \times \text{出再普通支払備金} \\ / \text{正味普通支払備金}$$

(14) 大規模自然災害ファンドの計算

[同左]

(15) 大規模自然災害リスクに対応する未経過保険料等の計算

平成10年6月8日大蔵省告示第232号（以下、(15)において「告示」という。）第1条の2に規定する未経過保険料及び第2条に規定する異常危険準備金の計算にあたって留意すべき事項は以下のとおり。

[①～④ 同左]

(16) 保険契約に関する指標等の開示

① 規則別表（第59条の2第1項第3号関係（損害保険会社））に規定する「発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料に対する割合」等を計算する際に必要となる出再控除前の責任準備金及び出再控除前の支払備金の計算にあたっては、(12)及び(13)で定めると

で定めるところによるものとする。

[② 略]

(19) 開示の際の保険種目等の区分

[①～③ 略]

(4) 規則別表（第59条の2第1項第3号ハ関係（生命保険会社））・主要な業務の状況を示す指標等の項第2号に規定する「保険種類の区分」は、個人保険・個人年金に関して、第一分野（除く個人年金）、第三分野、個人年金に区分した上で、第一分野（除く個人年金）については、終身保険（定額）、利率変動型終身保険、養老保険（定額）、定期保険、こども保険・学資保険、変額保険、その他の個人保険に区分し、第三分野については、医療保険、介護保険、就業不能保険、がん保険、その他の個人保険に区分するとともに、保険期間が終身のものについてはその合計額も記載するものとし、個人年金については、個人年金（定額）、個人年金（変額）、利率変動型個人年金に区分するとともに、個人年金（定額）については、その内訳としてトランシット年金の金額も記載するものとする。

また、「通貨別」は、本邦通貨、アメリカ合衆国通貨、オーストラリア通貨、その他、合計に区分するものとする。

(5) 規則別表（第59条の2第1項第3号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））に規定する「通貨別」は、本邦通貨、アメリカ合衆国通貨、オーストラリア通貨、その他、合計に区分するものとする。

(20) 船主責任相互保険組合関係

[①・② 略]

(21) 生命保険会社等の既発生未報告支払備金計算時の留意事項

① 平成10年6月8日大蔵省告示第234号（以下、Ⅱ-2-1-4(21)及び(22)において「告示」という。）第1条第1項のただし書に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象

ころによるものとする。

[② 同左]

(17) 開示の際の保険種目の区分

[①～③ 同左]

（新設）

（新設）

(18) 船主責任相互保険組合関係

[①・② 同左]

(19) 生命保険会社等の既発生未報告支払備金計算時の留意事項

① 平成10年6月8日大蔵省告示第234号（以下、Ⅱ-2-1-4(19)及び(20)において「告示」という。）第1条第1項のただし書に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象

の発生に関する特別の事情があるとき」に該当するかの判断にあたっては、生命保険会社個社の事情だけでなく、生命保険業界全体に与える影響の程度を踏まえることとし、適切な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めること。

[②～④ 略]

(22) 損害保険会社等の既発生未報告損害支払備金計算時の留意事項

[①・② 略]

II 保険監督上の評価項目

II-2 財務の健全性

II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置）

II-2-2-2 監督手法・対応

[略]

[(1) 略]

(2) 「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に基づく命令

① 第1区分の命令及び第2区分の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準としてソルベンシー・マージン比率100%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行にあたっては、基本的に保険会社の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、ソルベンシー・マージン比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該保険会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該保険会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることと

の発生に関する特別の事情があるとき」に該当するかの判断にあたっては、生命保険会社個社の事情だけでなく、生命保険業界全体に与える影響の程度を踏まえることとし、適切な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めること。

[②～④ 同左]

(20) 損害保険会社等の既発生未報告損害支払備金計算時の留意事項

[①・② 同左]

II 保険監督上の評価項目

II-2 財務の健全性

II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置）

II-2-2-2 監督手法・対応

[同左]

[(1) 同左]

(2) 「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に基づく命令

① 第1区分の命令及び第2区分の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準としてソルベンシー・マージン比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行にあたっては、基本的に保険会社の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、ソルベンシー・マージン比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該保険会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該保険会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることと

する。なお、保険会社が当該措置を実行するにあたっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

② 第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、命令発令後原則として1年以内に、当該改善計画を実行することによりソルベンシー・マージン比率が100%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第2区分に係る改善計画の内容

「保険金等の支払能力の充実に資する措置」とは、命令発令後原則として6ヵ月以内に、ソルベンシー・マージン比率が少なくとも70%以上の水準を達成するための措置とする。

④ 第3区分に係る措置についての留意点

「期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令」を発令した後、ソルベンシー・マージン比率が、原則として3ヵ月以内に少なくとも35%以上の水準を達成しているか否かを踏まえ、更なる対応について判断するものとする。

⑤ 改善までの期間

ソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間については上記②、③及び④を目処とするが、市場環境等を踏まえ、当該期間について一定の柔軟性を持って判断することを排除するものではない。また、保険会社が策定する経営改善のための計画等が、当該保険会社に対する保険契約者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該保険会社の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

なお、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する

する。なお、保険会社が当該措置を実行するにあたっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

② 第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内にソルベンシー・マージン比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第2区分に係る改善計画の内容

「保険金等の支払能力の充実に資する措置」とは、ソルベンシー・マージン比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。

(新設)

④ 改善までの期間

ソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処とするが、保険会社が策定する経営改善のための計画等が、当該保険会社に対する保険契約者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該保険会社の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

なお、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認

「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②、③及び④のソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-2-3のソルベンシー・マージン比率が当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-2-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、毎期（中間期を含む。ただし、第3区分の命令を行った保険会社にあっては、中間期及び四半期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った保険会社にあっては、その後ソルベンシー・マージン比率が70%以上100%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとし、第3区分の命令を行った保険会社にあっては、その後ソルベンシー・マージン比率が35%以上100%未満の範囲に達した場合は、当該時点において当該比率が70%以上の場合は第1区分、当該比率が70%未満のときは第2区分の命令を行うことができるものとする。

また、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソ

められる計画を提出した場合であって、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③のソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-2-3のソルベンシー・マージン比率が当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-2-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った保険会社にあっては、その後ソルベンシー・マージン比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該保険会社のソルベンシー・マージン比率が、当該保険会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率以上の水準を達成していない

ルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該保険会社のソルベンシー・マージン比率が、当該保険会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率以上の水準を達成していないときは、当該時点におけるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

(削る)

II-2-2-6 その他

[(1) 略]

(削る)

ときは、当該時点におけるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

II-2-2-6 「区分等を定める命令」第3条第3項及び第5項の運用について

「区分等を定める命令」第3条第3項又は第5項に該当する場合に、保険会社に対して行う命令には第3区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないものとする。

ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。

（注） 流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券（市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。）

II-2-2-7 その他

[(1) 同左]

(2) ソルベンシー・マージン比率が100%未満の保険会社に対しては、原則として「区分等を定める命令」第3条第2項各号に掲げる資産に

(2) 早期是正措置は、ソルベンシー・マージン比率が保険会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるため、又は、ソルベンシー・マージン比率の改善までの期間を引き延ばすための意図的なソルベンシー・マージン比率の操作を行うといったことがないよう保険会社に十分留意させることとする。

II-2-3 早期警戒制度

II-2-3-2 監督手法・対応

[(1) 略]

(2) 信用リスク改善措置

エクスポートジャーの集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。

(3) 安定性改善措置

金利、為替及び株価等の変動による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。

また、ソルベンシー・マージン比率が早期是正措置を発動する水準を上回っている場合でも、経済環境の変化や経済価値ベースと会計上の資産及び負債の評価方法等の相違等によって、会計上の債務超過に陥る場合も想定されることに留意する必要がある。

(4) 資金繰り改善措置

ついて当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。

(3) 早期是正措置は、ソルベンシー・マージン比率が保険会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるための意図的なソルベンシー・マージン比率の操作を行うといったことがないよう保険会社に十分留意させることとする。

II-2-3 早期警戒制度

II-2-3-2 監督手法・対応

[(1) 同左]

(2) 信用リスク改善措置

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。

(3) 安定性改善措置

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。

(4) 資金繰り改善措置

保険会社の資産負債管理では、将来の支払に対して、現金や換金可能な流動性資産を保有することが求められる。例えば、保険契約者の解約、デリバティブ取引に起因するマージンコール及び大規模な自然災害等の保険金の支払いの可能性に対する対応可能な流動性資産の保有状況、また、将来のキャッシュフローの期間の不均衡の程度等に照らし、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、契約動向や資産の保有状況等について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。

[(5) 略]

II-3 統合的リスク管理態勢

II-3-3 リスクの測定

II-3-3-3 ストレステスト

II-3-3-3-2 ストレステストの概要の開示

規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イ、第 59 条の 3 第 1 項第 4 号及び第 210 条の 10 の 2 第 1 項第 5 号に掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、自主的に行われているストレステストの概要とその結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。

II-3-5 リスクとソルベンシーの自己評価

II-3-5-4 リスクとソルベンシーの自己評価に係る開示

保険会社及び保険持株会社は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イ、第 59 条の 3 第 1 項第 4 号及び第 210 条の 10 の 2 第 1 項第 5 号に掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、リスクとソルベンシーの自己評価の経営への活用を含む、リスクとソルベンシーの自己評価に係る基本方針及び体制等についても開示しているか。

契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、契約動向や資産の保有状況等について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。

[(5) 同左]

II-3 統合的リスク管理態勢

II-3-3 リスクの測定

II-3-3-3 ストレステスト

II-3-3-3-2 ストレステストの概要の開示

規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、自主的に行われているストレステストの概要とその結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。

II-3-5 リスクとソルベンシーの自己評価

(新設)

II-3-10 再保険に関するリスク管理

II-3-10-3 再保険に係る方針の開示

(1) 生命保険会社

- ① 規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社)」の保険契約に関する指標等・第4号から第7号までの開示を行う場合、第三分野保険（規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。）については、別途開示を行うものとする。
- ② 規則第59条の2第1項第4号イ及び第59条の3第1項第4号に掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。
- ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針
イ. 再保険カバーの入手方法

(2) 損害保険会社

[① 略]

- ② 規則第59条の2第1項第4号イ及び第59条の3第1項第4号に掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。
- ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針
イ. 再保険カバーの入手方法
ウ. 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容

II-3-12 流動性リスク管理態勢

II-3-12-2 主な着眼点

II-3-10 再保険に関するリスク管理

II-3-10-3 再保険に係る方針の開示

(1) 生命保険会社

- ① 規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社)」の保険契約に関する指標等・第6号から第9号までの開示を行う場合、第三分野保険（規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。）については、別途開示を行うものとする。
- ② 規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。
- ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針
イ. 再保険カバーの入手方法

(2) 損害保険会社

[① 同左]

- ② 規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。
- ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針
イ. 再保険カバーの入手方法
ウ. 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容

II-3-12 流動性リスク管理態勢

II-3-12-2 主な着眼点

[(1) 略]

(2) リスク管理

[①・② 略]

③ リスク管理部門は、取締役会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか、潜在的な流動性需要と流動性資産の不均衡、及び将来のキャッシュ・フローの不均衡を要因とする流動性リスクを認識しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。

[④～⑥ 略]

⑦ 信用リスクを保証する保険やCDS取引を含むデリバティブ取引等において、保証債務又は参照債務の信用の程度、あるいは保険会社の格付け等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。特に、金利上昇時に担保として提供できる十分な流動性資産を保有しているか。

III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点

III-2 保険業法等に係る事務処理

III-2-15 説明書類の作成・縦覧等

III-2-15-2 記載項目についての留意事項

[(1) 略]

(2) 個別の記載項目についての留意事項

[①～⑧ 略]

⑨ 「保険金等の支払能力の充実の状況」に関して、例えば、「保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等に

[(1) 同左]

(2) リスク管理

[①・② 同左]

③ リスク管理部門は、取締役会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。

[④～⑥ 同左]

⑦ 信用リスクを保証する保険やCDS取引を含むデリバティブ取引等において、保証債務又は参照債務の信用の程度、あるいは保険会社の格付け等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。

III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点

III-2 保険業法等に係る事務処理

III-2-15 説明書類の作成・縦覧等

III-2-15-2 記載項目についての留意事項

[(1) 同左]

(2) 個別の記載項目についての留意事項

[①～⑧ 同左]

(新設)

について金融庁長官が別に定める件」(令和 年 月 日金融庁告示第号。以下、Ⅲ-2-15-2(2)⑨において「告示」という。) 別紙様式第3号において内訳が掲記されていないリスクカテゴリーに係る内訳や、告示別紙様式第7号において掲記されているもの以外のシナリオに基づく感応度分析の結果等、告示に定められた義務的な開示項目以外の情報についても、保険会社のリスク・プロファイルを踏まえ、必要に応じ自主的に開示することが望ましい。

⑩ 「保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、保険会社グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図によって示されているか。

Ⅲ-2-16 不祥事件等に対する監督上の対応

[略]

[(1) 略]

(2) 不祥事件等届出書の受理

[略]

[①・② 略]

③ 不祥事件等届出書の受理にあたっての確認事項は、以下のとおりとする。

ア. 規則第85条第1項第25号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。

[イ・ウ 略]

[(3)～(5) 略]

⑨ 「保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、保険会社グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図によって示されているか。

Ⅲ-2-16 不祥事件等に対する監督上の対応

[同左]

[(1) 同左]

(2) 不祥事件等届出書の受理

[同左]

[①・② 同左]

③ 不祥事件等届出書の受理にあたっての確認事項は、以下のとおりとする。

ア. 規則第85条第1項第27号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。

[イ・ウ 同左]

[(3)～(5) 同左]

III-2-17 ソルベンシー・マージン比率の計算

ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（令和 年 月 日金融庁告示第 号。以下、III-2-17において「ソルベンシー・マージン比率告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

III-2-17-1 ソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備

(1) 主な着眼点

ソルベンシー・マージン比率の計算には、多くの見積りや判断（エキスパート・ジャッジメントを含む。以下、III-2-17において同じ。）の要素が含まれるため、その適切性を確保するためには、業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）から独立した統制機能（注）のうち、ソルベンシー・マージン比率の検証に関わる、保険数理及びリスク管理の専門性を有する統制機能（以下、ESR関連統制機能という。）の役割が重要となる。

上記を踏まえ、保険グループ及び保険会社のソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢のモニタリングに当たっては、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。

（注）リスク管理、保険数理、コンプライアンスの観点から、業務部門に対するモニタリングを行う機能及び内部監査機能等をいう。以下同じ。また、「機能」とは、特定の活動を行うために権限を付与された主体を指す。個人・部門等の形式を問わず、また複数の部門に跨って権限が配分され全体として一つの機能を構成する場合もある。

III-2-17 ソルベンシー・マージン比率の計算

ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年2月29日大蔵省告示第50号。以下、III-2-17において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

（新設）

① ESR関連統制機能（グループベースのESR関連統制機能を含む。以下同じ。）の責任者の選任

保険グループ及び保険会社において、ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「保険負債の検証責任者」（グループベースにおいてはグループ保険数理機能の責任者を指すものとする。）という。）及びソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証の責任者（以下、「ESR全体の検証責任者」という。）を選任しているか。また、選任のためのルール及びプロセス（独立性・適格性の継続的な評価を含む。）を適切に文書化し、必要に応じて見直されているか。

② ESR関連統制機能の責任者の適格性

ESR関連統制機能による検証が有効に機能するためには、その責任者がソルベンシー・マージン比率の計算に関する知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していることが必要であることから、①の選任にあたって、「ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言ができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のようないくつかの要素が適切に勘案されているか。

ア ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言ができる知識及び経験

保険負債の検証責任者は、保険業法等の関連諸規制や監督指針で示しているソルベンシー・マージン比率に関する内容を理解し、必要な検証及び提言を実施するに足る知識・経験、並びに業務部門から独立した立場から、その職務の執行に係るリスクの特定、評価、監視、軽減及び報告を通じて保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための役割を果たすに足る保険数理に関する十分な知識・経験を有しているか。

また、ESR全体の検証責任者は、保険業法等の関連諸規制や監督

指針で示しているソルベンシー・マージン比率に関する内容を理解し、必要な検証及び提言を実施するに足る知識・経験、並びに業務部門から独立した立場から、その職務の執行に係るリスクの特定、評価、監視、軽減及び報告を通じて保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための役割を果たすに足るリスク管理に関する十分な知識・経験を有しているか。

加えて、保険負債の検証責任者は、日本アクチュアリー会の正会員又はこれに相当する外国の保険数理に関する資格を保有する者であって、日本アクチュアリー会が公表する『「保険負債の検証責任者」の適格性に関するフレームワーク』に例示される能力・資質及び各社固有の事情等を勘案して選任されているか。

イ 十分な社会的信用

- (ア) 反社会的行為に関与したことがないか。
- (イ) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- (ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- (エ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- (オ) 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがない

か。

(力) 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

(キ) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

③ ESR関連統制機能及びその責任者の権限・独立性

以下の着眼点に基づき、保険グループ及び保険会社のESR関連統制機能が、その業務を遂行するに足る権限及び独立性が確保されているか。

ア ESR関連統制機能の権限及び責任は取締役会（外国保険会社等及び免許特定法人の場合にあっては、日本における代表者。以下、Ⅲ-2-17-1において同じ。）によって承認されたものであるか。

イ ESR関連統制機能の権限、責任及び独立性に関する社内規定が整備されており、必要に応じて見直されているか。

ウ ESR関連統制機能は、適切な権限を有する責任者及び責任者以外の者から構成されているか。なお、当該適切な権限には、ESR関連統制機能の責任者が組織・グループ内の者に制限されることなく取締役会等（権限が適切に委任されている等により、その会議体への報告が実質的に取締役会への報告と同等の効果を有する取締役会以外の会議体を含む。外国保険会社等及び免許特定法人の場合にあっては、日本における代表者。以下、Ⅲ-2-17-1において同じ。）へ直接報告できる権限が含まれることに留意すること。

エ ESR関連統制機能の責任者は、業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）から独立した者が選任されているか。なお、当該責任者の独立性の評価にあたっては、当該責任者の属する部門のみに着目して評価せず、選解任権、指揮命令系統及び業績評価・報酬の枠組み等に基づいて実質的に評価すべき点

に留意すること。

- オ ESR関連統制機能を構成する、責任者以外の者について、業務部門との兼任を妨げるものではないが、当該業務部門への牽制機能を果たすに足る客觀性と十分な要員及び時間が確保されるよう配慮されているか。
- カ 統制機能間で利益相反の関係を有していないか。また、利益相反が生じる場合において適切に経営陣によって解決されているか。
- キ 保険計理人以外の者が保険負債の検証責任者である場合であって、保険計理人がグループ保険数理機能（経営管理会社において、グループ内会社を統括しグループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保する機能）の一部の役割を担う場合において、これらの者がグループ保険数理機能として一体的に有効に機能するよう保険負債の検証責任者の役割が定義されているか。
- ク ESR全体の検証責任者及び検証責任者以外の当該検証を担う者は、グループ保険数理機能又はグループリスク管理態勢の構成要素として位置付けられているか。
- ケ ESR全体の検証責任者と保険負債の検証責任者を兼任する場合、実施した検証について、リスク管理部門の責任者と適切な連携が行われているか。
- コ 保険グループ又は保険会社の規模や特性に応じて、各統制機能に求められる能力や経験の違いに着目した態勢整備を行っているか。（これには、保険数理とリスク管理の領域において求められる能力や経験が違うことに起因して、例えば、両者の部門を分ける等の対応を行うことも考えられる。）

(4) 検証結果の報告

ソルベンシー・マージン比率に関連する検証結果が取締役会に報告されているか。（具体的な検証項目については、「(2) ソルベンシ

一・マージン比率の検証に関する報告書の作成」を参照。)

また、取締役会への報告にあたって情報を要約する場合は、意思決定に影響を与える重要な情報が省略されていないか。

(5) ソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備に係る開示

「保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件」(令和 年 月

日金融庁告示第 号) 第2条第3項第2号 (同告示第3条第3項第2号において準用する場合を含む。) に規定する「ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要」の開示にあたっては、「Ⅲ-2-17-1 ソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備」で示す着眼点等を踏まえたソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備に係る取組み等について開示されているか。

(2) ソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書の作成

法第 128 条、法第 200条、法第 226 条及び法第271条の27に基づく報告徴求を通じて、保険会社及び保険持株会社が提出するソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。(ただし、地震保険に関する法律第2条第2項(定義)に規定する地震保険契約のみを引き受ける損害保険会社を除く。)

① 保険負債の検証責任者は保険負債の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。また、ESR全体の検証責任者はソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。

② 連結業務報告書を作成し、経営管理会社である保険会社及び保険持株会社においては、グループ保険数理機能の責任者は連結ベース

の保険負債の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。また、グループベースのESR全体の検証責任者は連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。

③ 保険負債の検証に関する報告書には以下が含まれているか。

ア 保険負債の検証結果

(ア) 保険負債（再保険回収額を含む。以下、Ⅲ-2-17-1において同じ。）が適切に計算されているかどうかの検証に関する全体的な結論

(イ) 保険負債が、ソルベンシー・マージン比率告示第3章第2節第2款「現在推計」、同節第3款「割引率」、同節第4款「MOCE」、同節第5款「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約」及び同章第3節「再保険回収額」の規定に準拠しているかどうかの評価結果並びに準拠していない項目がある場合はその内容

(ウ) 数値に関する重要な誤りや、計算にあたっての重要な課題及び計算プロセス等に関する重要な不備

(エ) (ウ)に対する改善提案

(オ) 保険負債の計算の際に行った推計に関する不確実性の源泉と程度（起こり得るシナリオを参照した潜在的な不確実性の説明を含む。）

イ 前事業年度からの主な変更点

(ア) 検証責任者及びその他ガバナンス態勢に関する変更点

(イ) モデル及びその他の保険負債の計算方法に関する変更点

(ウ) 過去認識された課題及び不備への対応としての変更点

ウ 経営陣との議論の内容

(ア) 議論を行った経営陣の役職名・会議体名

(イ) 保険負債の検証に関する報告書に関して経営陣と行った

議論の内容

- (ウ) 改善提案が経営陣に承認されたかどうかの詳細
- (エ) これまでの経営陣との議論において承認された改善提案に関する現在までの進捗状況
- (オ) 保険負債の検証に関する報告書又はその要約の、取締役会への報告日又は取締役会による承認日
- エ. 保険負債の計算及び検証プロセス
- 以下のプロセスに関する業務内容、実施者及び利用しているインフラの概要等の情報
- (ア) 現在推計等（現在推計、MOCE、資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額及び再保険回収額をいう。）の計算に用いるデータに関するプロセス
- (イ) 現在推計等の計算に用いる計算手法及びモデルに関するプロセス
- (ウ) 現在推計等の計算に用いる前提条件に関するプロセス
- (エ) 現在推計等の計算の実行及び計算結果の検証に関するプロセス
- オ. 重要な情報及び重要な判断に関する検証
- (ア) 現在推計等の額に重要な影響を与える要素（リスクドライバー及び前提条件を含む。）
- (イ) 現在推計等の計算の際に行った重要な判断及び当該判断の妥当性に関する評価（プロポーショナリティ原則の適用を含む。）
- カ. データ品質
- (ア) 現在推計等の計算に用いたデータ、データに関する統制並びにデータの正確性、完全性及び適切性をどのように確保したかの概要
- (イ) データに内在する主要な不確実性又は限界（例えば、目

的適合性、異なる時点間の整合性、適時性、IT システム、個別の保険契約データ及び過去データの利用可能性等）及び現在推計等の計算の際に当該不確実性又は限界に対して講じた措置の概要

(ウ) 金融市場から得られる関連情報や保険引受リスクに関する一般に利用可能なデータが、現在推計等の評価にどのように組み込まれているかの概要

キ 計算手法及びモデル

(ア) リスクの主要なドライバー及び商品の内容・管理方法を踏まえた現在推計の計算に用いた手法・モデル及びその妥当性。なお、少なくとも以下の観点（該当があるものに限る。）を含めているか。

- a. 現在推計の計算に含まれる将来キャッシュフローの要素
- b. リスク特性を踏まえた将来キャッシュフローの予測におけるグループ化
- c. 再保険回収額の計算方法
- d. 保険契約の認識及び契約の境界線の取扱い
- e. 将来の裁量給付及びマネジメント・アクションの取扱い
- f. 採用した簡便法（下記の（ウ）に該当するものは除く。）

(イ) 現在推計の計算に用いた通常の市場慣習ではない手法及び当該手法を選択した妥当性

(ウ) データが不十分なために信頼性の高い保険数理の手法が適用できない保険契約の現在推計の計算に用いた手法及び当該現在推計の計算に用いた近似の妥当性

(エ) 保険契約に含まれる保証とオプションの計算に用いた手法及びモデルの妥当性

(オ) 現在推計の計算に用いた IT システムが、保険数理の手法又は統計的手法を十分にサポートしているかどうかの概要

(力) 現在推計の計算結果が手法又はモデルによって異なる場合、複数の手法又はモデル毎の結果の主要な差異及び当該差異に対する考察

(キ) 前事業年度に用いた手法からの主要な変更、当該変更の妥当性及び保険負債への影響額

ク 前提条件

(ア) 現在推計の基礎となる主要な前提条件並びにその決定に用いたデータ及び手法の妥当性（なお、過去データでは捉えられていない事象を含めた期待される将来の状況の評価を踏まえることとする。）

(イ) 前事業年度に用いた前提条件からの主要な変更、当該変更の妥当性及び現在推計への影響額

(ウ) 前提条件の決定の際に行った重要な判断の妥当性

ケ MOCE

将来の所要資本の推計（ランオフ・パターンを使用する場合は、その設定方法を含む。）の妥当性に関する評価（評価内容及び評価結果を含む。）

コ 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約に関する規定に準拠しているかどうかの評価（評価内容及び評価結果を含む。）

サ 変動要因分析

前事業年度の現在推計と比較した場合における主要な変動要因とその影響額。主要な変動要因には、例えば、新契約の影響、予測と実績の差異、計算手法の変更及び前提条件の変更等が含まれる。

シ 現在推計と実績の比較

(ア) 前事業年度の現在推計と実績の比較に用いたプロセスの概要及び当該プロセスの有効性に関する懸念

(イ) 前事業年度の現在推計と実績の比較における発見事項並びに当該発見事項から導かれた現在推計の計算に用いたデータ、手法及び前提条件に関する結論

(ウ) 実績が前提条件から著しく乖離している領域及びその要因（例えば、基礎となる実績のボラティリティから生じた乖離、用いたデータ、手法及び前提条件の妥当性に関する乖離等）

ただし、損害保険契約に関しては、重要性がないと認められる場合を除き、未経過責任に係る現在推計と既経過責任に係る現在推計を区分しているか。

ス. 感応度分析

現在推計の基礎となる主要な各前提条件に対する現在推計の感応度分析の結果。なお、前提条件には経済前提（例えば、金利及び為替等）及び非経済前提（例えば、保険事故発生率、事業費率及び解約・失効率等）が含まれ得る。

セ. 認識された課題及び不備並びに改善策等

(ア) 認識された課題及び不備の内容

(イ) (ア) に係る課題及び不備が保険負債に対して与える影響の評価（重要性及び緊急性等に加え、これらを踏まえた保険負債の適切性に与える影響の評価を含む。）

(ウ) 経営陣への改善提案

(エ) 過去の課題及び不備並びにそれらに関する改善提案への対応状況の確認結果

ソ. 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(ア) 保険負債の検証責任者の所属、役職及び氏名

(イ) 当該検証責任者の業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）からの独立性及び検証担当者の客観性をどのように確保したかに関する情報

(ウ) 当該検証責任者及び検証担当者が妥当な知識と経験を有

していること並びに検証に必要な権限及び要員が確保されているかに関する情報

(エ) 独立性・適格性に関する社内規定等への準拠性に関する当該検証責任者の評価

- ④ ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書には以下（外国保険会社等及び免許特定法人の場合にあっては、セを除く。）が含まれているか。ただし、保険負債に関連・起因するものは、適宜保険負債の検証に関する報告書の該当箇所を参照することで足りる。

ア 報告書が対象とする検証の範囲

- (ア) 選択適用可能なものを利用状況（例えば、内部モデル手法、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法、金利リスクに係る内部割引率手法、子会社株式に係る特例手法等）
- (イ) ESR全体の検証責任者及び検証担当者による検証の範囲
- (ウ) 他の機能等（例えば、保険負債の検証責任者、内部監査部門等）の検証に依拠した範囲

イ ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証結果

- (ア) ソルベンシー・マージン比率が適切に計算されているかどうかの検証に関する全体的な結論
- (イ) ソルベンシー・マージン比率が保険業法等の関連諸規制に準拠しているかどうかの評価結果及び準拠していない項目がある場合はその内容
- (ウ) 数値に関する重要な誤り、計算にあたっての重要な課題及び計算プロセス等に関する重要な不備
- (エ) (ウ)に対する改善提案
- (オ) ソルベンシー・マージン比率の計算の際に行った推計に関する不確実性の源泉と程度（起こり得るシナリオを参照した

潜在的な不確実性の説明を含む。)

ウ 前事業年度からの主な変更点

- (ア) 検証責任者及びその他ガバナンス態勢に関する変更点
- (イ) 選択適用可能なものの（ア.（ア））の利用状況に関する変更点
- (ウ) 経済価値ベースのバランスシートの作成方法、所要資本の計算方法その他のモデル等に関する変更点
- (エ) 過去認識された課題及び不備への対応としての変更点

エ 経営陣との議論の内容

- (ア) 議論を行った経営陣の役職名・会議体名
- (イ) ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書に関して経営陣と行った議論の内容
- (ウ) 改善提案が経営陣に承認されたかどうかの詳細
- (エ) これまでの経営陣との議論において承認された改善提案に関する現在までの進捗状況
- (オ) ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書又はその要約の、取締役会への報告日又は取締役会による承認日

オ 計算及び検証プロセス

以下のプロセスに関する業務内容、実施者及び利用しているインフラの概要等の情報（少なくとも、適格資本に関するプロセスと所要資本に関するプロセスとに分けて記載しているか。）

- (ア) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いるデータに関するプロセス
- (イ) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いる計算手法及びモデルに関するプロセス
- (ウ) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いる前提条件に関するプロセス

(エ) ソルベンシー・マージン比率の計算の実行及び計算結果の検証に関するプロセス

カ 重要な情報及び重要な判断に関する検証

(ア) ソルベンシー・マージン比率の計算に重要な影響を与える要素

(イ) ソルベンシー・マージン比率の計算の際に行った重要な判断及び当該判断の妥当性に関する評価（プロポーショナリティ原則の適用を含む。）

キ 所要資本に関する検証（いずれも以下の手法等を適用又は反映している場合に限る。）

(ア) 内部モデル手法に基づく所要資本の計算及び統合の検証結果の確認

(イ) 内部モデル手法に係る承認の基準（ソルベンシー・マージン比率告示第167条から第172条まで）への適合状況の評価

(ウ) 保険負債の検証責任者による生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法及び損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の検証結果の確認

(エ) 金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準（ソルベンシー・マージン比率告示第108条）の適合状況の評価

(オ) マネジメント・アクションに関する検証

a. 認識しているマネジメント・アクションの内容

b. ソルベンシー・マージン比率告示第46条の規定の趣旨を踏まえた検討の内容及びマネジメント・アクションを考慮することの妥当性に関する評価

(カ) リスク削減手法に関する検証

ク 会計上のバランスシートから評価替えを行った項目の検証

③カ. からク. までに準じて、以下の観点での検証結果

(ア) データ品質

(イ) 計算手法及びモデル

(ウ) 前提条件

ケ 所要資本の変動要因分析

(ア) 所要資本の変動の要因分析

(イ) 変動が妥当であるかの評価（資産負債管理の状況やエクスボージャーの変動に基づく要因等でその変動が説明可能であり、特定できない要因による重要な変動がないことを確認できたかに関する評価。）

コ 適格資本の変動要因分析

(ア) 少なくとも以下の要因に分解した適格資本の変動の要因分析

a. 新契約による影響（損害保険会社においては、「b. 非経済前提の変動による影響」に含めることができる。）

b. 非経済前提の変動による影響

c. 経済前提の変動による影響

d. 資本取引による影響

(イ) 変動が妥当であるかの評価（その変動要因が説明可能であり、特定できない要因による重要な変動がないことを確認できたかに関する評価。）

サ 感応度分析

ソルベンシー・マージン比率の計算の基礎となる主要な各前提条件に対するソルベンシー・マージン比率、所要資本及び適格資本の感応度分析の結果。なお、前提条件には経済前提（例えば、金利及び為替等）及び非経済前提（例えば、保険事故発生率、事業費率及び解約・失効率等）が含まれ得る。

シ 保険負債の検証結果の確認

(ア) 保険負債の検証責任者の所属、役職及び氏名

(イ) 検証範囲及び検証内容の概要

- (ウ) 保険負債の検証にあたり検証方法等が社内規定等で定められている場合は、当該準拠した規定
- (エ) 検証の結論
- (オ) 認識された重要な課題及び不備の内容
- (カ) 上記（イ）から（オ）までを踏まえて保険負債の検証結果等がソルベンシー・マージン比率に与える影響についてのESR全体の検証責任者の評価
- ス ITシステムを含む内部統制の整備及び運用状況の評価
- (ア) ソルベンシー・マージン比率に関する内部統制の全体像に関する記述
- (イ) ソルベンシー・マージン比率に関する重要な内部統制に関する記述
- (ウ) ソルベンシー・マージン比率に関する内部統制に対する整備及び運用状況の評価結果
- (エ) 認識された重要な課題及び不備の内容
他の機能等の検証に依拠している場合には、当該他の機能等によって実施された業務の確認結果に基づき（ア）から（エ）までに相当する内容を記載することで足りる。
- セ 外部監査人による経済価値ベースのバランスシートの検証結果
- (ア) 外部監査人の実施した業務の概要（検証対象及び準拠した指針等）
- (イ) 外部監査人の意見の内容
- (ウ) 認識された重要な誤り、課題及び不備等の内容
- ソ 認識された課題及び不備並びに他の機能や外部監査人からの指摘への評価及び対応
- (ア) 認識された課題及び不備の内容
- (イ) 他の機能等が指摘する課題及び不備の内容

(ウ) (ア) 及び (イ) に係る課題並びに不備がソルベンシー・マージン比率に対して与える影響の評価（重要性及び緊急性等に加え、これらを踏まえたソルベンシー・マージン比率の算出全体の適切性に与える影響の評価を含む。）

(エ) 経営陣への改善提案

(オ) 過去の課題及び不備並びにそれらに関する改善提案への対応状況の確認結果

タ 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(ア) ESR全体の検証責任者の所属、役職及び氏名

(イ) 当該検証責任者の業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）からの独立性及び検証担当者の客観性をどのように確保したかに関する情報

(ウ) 当該検証責任者及び検証担当者が妥当な知識と経験を有していること並びに検証に必要な権限及び要員が確保されているかに関する情報

(エ) 独立性・適格性に関する社内規定等への準拠性に関する当該検証責任者の評価

⑤ 連結ベースの保険負債の検証に関する報告書の内容は、③の単体ベースの記載項目と同様としつつ、以下の点も記載又は考慮されているか（単体ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、ソルベンシー・マージン比率告示第7章第1節の規定に基づき、子会社株式に係る特例手法を適用している場合を含む。）。

ア 保険負債の検証結果

検証対象の保険負債の金額が連結ベースの保険負債に対して十分網羅的であることの確認結果

イ 単体ベースの「オ. 重要な情報及び重要な判断に関する検証」から「コ. 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約に関する事項」までに相当する連結ベースの項目

原則として、グループ保険数理機能が実施した海外保険子会社等の保険負債等に関する検証結果を記載することとするが、グループ全体の保険数理に関する方針に沿って各子会社が対応していることを、各子会社の保険負債の検証に関する報告書又はそれに準ずる報告書（例えば、海外子会社が現地規制に基づき作成したActuarial Function Report等）に基づきレビューした結果の要約を記載することで代替することができる。

ウ 単体ベースの「サ. 変動要因分析」から「ス. 感応度分析」までに相当する連結ベースの項目

(ア) 子会社毎の保険負債の分析結果（子会社毎の保険負債の検証に関する報告書又はそれに準ずる報告書における各項目の内容をグループ保険数理機能がレビューした結果とすることができる。）

(イ) 連結ベースの保険負債の分析結果

エ 認識された課題及び不備並びに改善策等

子会社毎の課題及び不備並びにその改善策に関する評価

オ 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(ア) 連結ベースの検証における検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(イ) 子会社自身の検証結果等を連結ベースの保険負債の検証にあたって利用する場合における当該子会社の検証責任者及び検証チームの独立性・適格性の充足に関する概要

⑥ 連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書の内容は、④の単体ベースの記載項目と同様としつつ、以下の点も記載又は考慮されているか（単体ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、ソルベンシー・マージン比率告示第7章第1節の規定に基づき、子会社株式に係る特例手法を適用している場合を含む。）。

ア 報告書が対象とする検証の範囲

連結の範囲の適切性の確認結果、検証対象の適格資本及び所要資本の金額がグループ全体の観点から十分網羅的であることの確認結果

イ 単体ベースの「力、重要な情報及び重要な判断に関する検証」から「ク、会計上のバランスシートから評価替えを行った項目の検証」までに相当する連結ベースの項目

子会社毎のソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書若しくはそれに準ずる報告書における各項目の内容をレビューした結果又は経営管理会社が実施した海外保険子会社等に関する検証結果及びグループ全体としての検証結果

ウ 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(ア) 連結ベースの検証における検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(イ) 子会社自身の検証結果等を連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証にあたって利用する場合における当該子会社の検証責任者及び検証チームの独立性・適格性の充足に関する概要

III-2-17-2 経済価値ベースのバランスシートの外部監査

経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関する外部監査（「保険業法施行規則別紙様式第七号等の規定に基づき金融庁長官が定める様式及び指定する基準」（令和 年 月 日金融庁告示第 号）において定める様式及び指定する基準に準拠した外部監査をいう。）を受けているか（ただし、外国保険会社等及び免許特定法人を除く。）。

III-2-17-3 届出書の記載内容のチェック

規則第85条第1項第21号（又は同第166条第1項第5号）に規定する劣後

（新設）

III-2-17-1 届出書の記載内容のチェック

規則第85条第1項第21号（又は同第166条第1項第5号）に規定する劣後

特約付金銭消費貸借（以下、「劣後ローン」という。）による借入れ及び劣後特約付社債（以下、「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらがソルベンシー・マージン比率告示第4章に規定する適格資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 債務者の任意（オプション）による償還については、当局の事前確認が必要であるとする契約内容である旨の記載があるか。

（削る）

特約付金銭消費貸借（以下、「劣後ローン」という。）による借入れ及び劣後特約付社債（以下、「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

[(1)・(2) 同左]

(3) 債務者の任意（オプション）による償還については、当局の事前承認が必要であるとする契約内容である旨の記載があるか。

III-2-17-2 資本の安定性・適格性等のチェック

(1) 告示第1条第10項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。

① 契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利を上乗せしていないこと。

② 『「150ペース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。

ただし、告示第1条第6項に規定する特定負債性資本調達手段においては、上記「150ペース・ポイント」を「100ペース・ポイント」と読み替えるものとする。

③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記②の範囲

III-2-17-4 「意図的持合」控除のためのチェック

金融システム内でソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、保険会社及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、保険監督者国際機構の定める国際資本基準に従い、ソルベンシー・マージン比率告示第40条第2号又は第44条第1号において、他の金融機関等が意図的に保有している資本調達手段の額は、適格資本の調整項目としている。これは、保険会社及び他の金融機関等との間で相互にソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該保険会社又は連結子会社等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、他の金融機関等が保有する資本調達手段については、その全額を適格資本の調整項目として適格資本から控除しなければならないものとするものであるが、これに該当しているか。

※ したがって、他の金融機関等が当該保険会社又は連結子会社等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金

内となるよう計画されたものとなっているか。

(注) ただし、平成10年6月9日以降に発行、借入れ又は契約更改が行われたものについてチェックすることとする。

(2) 資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないか。

III-2-17-3 「意図的な保有」控除のためのチェック

告示第1条の2においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社の株式その他の資本調達手段を保有している」場合（以下、「意図的な保有」という。）と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のようないふたつの場合を指すこととするが、これに該当しているか。

(1) 生命保険会社

① 平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合

※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。

② 平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、平成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その

融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等）は、意図的持合には該当しない。

他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

(2) 損害保険会社

① 平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合

※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。

② 平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、平成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

(注) (1)及び(2)について、「意図的な保有」のうち、「第三者に対

III-2-17-5 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック

[(1) 略]

(削る)

(削る)

(2) ソルベンシー・マージン比率告示第49条から第52条までにおけるリスク削減手法及び同告示第5章第6節第3款における信用リスク削減手法の効果は、適正に認識されているか。なお、一時的なソルベンシー・マージン比率の引き上げを行う意図をもってリスク削減手法を締結している場合は、リスク削減手法の効果を認めないものとする。

III-2-17-6 期限前償還等の届出受理に際してのチェック

規則第85条第1項第22号（又は同第166条第1項第6号）に規定する劣

する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合についてのチェックについても、保険会社については、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について、銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の資本調達手段にあっては、平成13年3月31日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について行うものとする。

III-2-17-4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック

[(1) 同左]

(2) 意図的な保有に該当する場合には、貸手保険会社のソルベンシー・マージン総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。

(3) 告示第1条第4項第3号における「これに準ずるもの額」とは、基金の償却に充てる目的として純資産の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。

(4) 告示第2条第8項第1号及び第2号における「当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額」は、適正に算出されているか。

(注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合（以下、「カバー率」という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。

III-2-17-5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック

規則第85条第1項第22号（又は同第166条第1項第6号）に規定する劣後

後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は規則第85条第1項第24号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、ソルベンシー・マージン比率告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式取得後のソルベンシー・マージン比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

(削る)

ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は規則第85条第1項第26号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式取得後のソルベンシー・マージン比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

Ⅲ-2-17-6 変額年金保険等の最低保証リスクについて

保険金等の額を最低保証する変額年金保険等については、将来にわたって債務の履行に支障を来たさないよう最低保証リスクの適切な管理及び評価を行うとともに、保険数理等に基づき、合理的かつ妥当な保険料積立金及び危険準備金Ⅲの積立並びにソルベンシーの確保を行う必要があるが、その際、以下の点に留意するものとする。

(1) 標準的方式

告示第2条第4項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において標準的方式（保険料積立金と合わせて概ね90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるもの）を使用する場合に、平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

(2) 代替的方式

告示第2条第4項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。

- ① 通常の予測を超えるリスクに対応するものとして、「Ⅱ-2-1-3-1 保険料積立金の積立(2)②から⑥」に留意し、保険料積立金と合わせて概ね90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるものとなっているか。
- ② 平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険

III-2-17-7 保険負債の計算に用いるイールド・カーブ

ソルベンシー・マージン比率における保険負債の計算に用いるイールド・カーブは、ソルベンシー・マージン比率告示第3章第2節第3款に照らして適切なものであるか。なお、当分の間金融庁が公表する保険負債の計算に用いるためのイールド・カーブは、同告示に照らして適切なものとする。

※ 当該イールド・カーブは、規制上のソルベンシー・マージン比率を算出するためのものであり、深み、流動性及び透明性のある金融市场で市場情報が観測できない年限については、保険監督者国際機構の定める国際資本基準と整合的な方法により補外を行っているが、これは当該年限における金利の水準について金融庁の見解を示すものではない。保険会社のリスク管理を含むその他の用途での使用は、その目的と当該イールド・カーブの特性を踏まえて慎重に判断すること。

金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

(3) 代替的方式を使用してソルベンシー・マージン基準上の最低保証リスク相当額を算出する旨を、金融庁長官宛に届出する場合は、告示別表第6-2Ⅱ2に定める①から⑯の基準を満たすことを説明する書類を添付することとしているか。また、代替的方式の使用の中止又はリスク計量モデルに重大な変更を加える場合においても、その概要及び中止・変更を加えることの適切性を説明する書類を添付することとしているか。

(3) ヘッジ・再保険の取扱い

- ① ヘッジによるリスク減殺の取扱いが、告示別表第6-2Ⅲに定めるところにより取扱われているか。
- ② 再保険を付している場合の最低保証リスクについては、出再により移転する部分を超えない範囲で控除するものとなっているか。

(新設)

III-2-17-8 ソルベンシー・マージン比率の計算方法の一貫性

ソルベンシー・マージン比率の計算方法に関して保険会社に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。

III-2-17-9 ソルベンシー・マージン比率の計算に関する文書化

ソルベンシー・マージン比率の計算における見積もりや判断について、必要に応じて、手法、モデル、データ及び判断の根拠等を適切に文書化しているか。

VII グループベースでの監督等

VII-2 グループの経営管理

VII-2-2 主な着眼点

(1) 経営管理会社の経営管理

[①～⑤ 略]

⑥ 経営管理会社の取締役会は、連結ベースの保険負債の検証に関する報告及び連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告を受けているか。

[(2)～(4) 略]

(新設)

(新設)

VII グループベースでの監督等

VII-2 グループの経営管理

VII-2-2 主な着眼点

(1) 経営管理会社の経営管理

[①～⑤ 同左]

(新設)

[(2)～(4) 同左]